

# 一括登録 入力マニュアル

## 入力上の注意

- ・輸出先の国ごと、証明ごとに必要な入力項目は異なります。詳細は各国の要領を参照のうえ、入力してください。
- ・文字種が「-」と記載されている項目は、全角文字・半角文字の指定はありません。
- ・入力内容が「コード定義一覧から該当するコードを入力する」ものについては、ゼロ埋めは必要ありません。

## 一括登録 申請書 項目別 入力内容一覧

No.	項目名	文字種	最大文字数	入力内容	
-	申請書識別子	半角英数	10	必須入力です。申請書明細シートの申請書識別子と同じ識別子を入力すると、その明細を申請書の明細として登録します。 ※詳細は後述	
1	委託元事業者ID	半角英数	9	委託元の事業者IDを入力してください。	
2	前証明書番号	半角英数	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
3	認定番号(青果物施設)	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
4	施設名(青果物施設)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
5		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
6	所在地(青果物施設)	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
7		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
8	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
9	所在地	英語	半角数字	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
10	輸出品目(青果物施設)	日本語	-	500	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
11		英語	半角英数	1000	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
12	認定日(青果物施設)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
13	監査日(青果物施設)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
14	有効期限(青果物施設)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
15	認定機関名(青果物施設)	日本語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
16		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
17	役職(青果物施設)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
18		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
19	認定番号(食品施設)	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
20	施設名(食品施設)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
21		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
22	所在地(食品施設)	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
23		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
24	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
25	所在地	英語	半角英数	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
26	営業の種類(食品施設)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
27		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
28	HSコード(食品施設)	半角数字	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
29	輸出食品の名称(食品施設)	日本語	-	500	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
30		英語	半角英数	1000	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
31	認定日(食品施設)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
32	有効期限(食品施設)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
33	認定機関名(食品施設)	日本語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
34		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
35	役職(食品施設)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
36		英語	半角英数	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
37	EU等の国名	半角数字	-	コード定義一覧の「EU等の国名」のうち、該当するコードを入力してください。	
38	証明書の言語	-	-	コード定義一覧の「証明書の言語」のうち、該当するコードを入力してください。	
39	水産物種類(EU)	-	-	コード定義一覧の「水産物種類(EU)」のうち、該当するコードを入力してください。	
40	水産物種類(UK)	-	-	コード定義一覧の「水産物種類(UK)」のうち、該当するコードを入力してください。	
721	水産物種類(TW)	-	-	コード定義一覧の「水産物種類(TW)」のうち、該当するコードを入力してください。	
41	B/L・AWB番号	-	35	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
42	輸入地域ISOコード	半角数字	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
43	輸入地域	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。

44	出発地	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
45		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
46	出発港	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
47		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
48	出発地都市名	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
49		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
50	出発地住所	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
51		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
52	出発地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
53	出発国地域ISOコード		半角数字	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
54	積込場所	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
55		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
56	目的地認定番号		半角数字	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
57	到着地	英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
58	到着港	英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
59	到着地都市名	英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
60	到着地住所	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
61	到着地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
62	到着国地域ISOコード		半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
63	再輸出第三国		-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
64	再輸出第三国ISOコード		半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
65	経由国地域	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
66		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
67	輸送手段		半角英数	3	コード定義一覧の「輸送手段」のうち、該当するコードを入力してください。	
68	輸送ルート・方法	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
69		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
70	通関を行う国境検査所(BCP)		半角英数	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
71	船便名・航空便名		半角英数	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
72	コンテナ番号		半角英数	120	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
73	封印シール番号		-	110	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
74	封印番号		-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
75	コンテナ番号・AWB番号		半角英数	35	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
76	コンテナ番号(制御)		半角英数	35	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
77	コンテナ番号(100)		-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
78	標章		半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
79	航海番号		半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
80	積荷マーク		-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
81	封印シール番号(制御)		-	35	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
82	発送日		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
83	出港日		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
697	積込日		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
84	申請者の役職名	日本語	半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
85	輸出業者認定番号		半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
86	輸出業者	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
87			英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
88		郵便番号		半角英数	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
89		所在地	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
90			英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
734		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
735			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
736		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
737		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
91		所在地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
92		ISO 国名コード		半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
93		メールアドレス		半角英数	254	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
94		連絡先電話番号		半角英数	16	申請書入力画面で入力する値を入力してください。

95	輸入業者	名称	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
96		郵便番号		半角英数	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
97		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
98		所在地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
99		ISO 国名コード		半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
100		メールアドレス		半角英数	254	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
101		連絡先電話番号		半角英数	16	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
102	委託責任者及びISO国名コード	名称	英語	-	60	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
103		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
104		所在地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
105		ISO 国名コード		半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
106	委託責任者(水産)	名称	英語	-	60	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
107		郵便番号		半角英数	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
108		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
109		所在地(国)	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
110		連絡先電話番号		半角英数	16	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
111	生産農場	認定・登録番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
112		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
113		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
114			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
115		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
698	生産農場(英語あり)	認定・登録番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
699		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
700			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
701		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
702			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
703		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
704		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
116	生産農場(出荷先あり)	認定・登録番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
117		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
118			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
119		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
120			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
121		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
122		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
123		出荷先の乳処理認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
124	天然・養殖区分	天然	半角英数	1	コード定義一覧の「天然・養殖区分(天然)」のうち、該当するコードを入力してください。	
125		養殖	半角英数	1	コード定義一覧の「天然・養殖区分(養殖)」のうち、該当するコードを入力してください。	
126	養殖場	認定・登録番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
127		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
128			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
129		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
130			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
131		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
132		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
133		と畜場	認定番号		-	25
134	名称		日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
135			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
136	所在地		都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
137			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
138	所在地(市町村以降)		日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
139	所在地		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。



197	加工施設(番号あり)	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
198		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
199			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
200		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
201			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
202		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
203		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
204		輸出先国認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
205	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
206	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
207		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
208	所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
209		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。	
210	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
211	所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
212	加工年月日(開始)		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
213	加工年月日(終了)		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
214	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
215	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
216		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
217	所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
218		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。	
219	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
220	所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
221	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
222	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
223		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
224	所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
225		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。	
226	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
227	所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
228	製造者	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
229			英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
230		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
231		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
232	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
233	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
234		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
235	所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
236		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。	
237	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
238	所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
239	製造者名	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
240		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
241	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
242	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
243		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
244	所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
245		市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。	
246	所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
247	所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	

248	製造施設(許可あり)	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
249		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
250			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
251		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
252			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
253		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
254		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
255		営業の種類	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
256			英語	半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
257		許可番号	-	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
258		許可年月日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
259		許可期限	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
260		保管施設	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
261	名称		日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
262			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
263	所在地		都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
264			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
265	所在地(市町村以降)		日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
266	所在地		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
267	保管施設2	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
268		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
269			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
270		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
271			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
272		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
273		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
274	その他	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
275		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
276			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
277		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
278			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
279		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
280		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
281	その他(追加ボタンあり)	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
282		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
283			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
284		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
285			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
286		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
287		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
288	冷凍・冷蔵保管施設	認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
289		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
290			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
291		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
292			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
293		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
294		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
295	他追加施設1	施設種類	半角英数	2	コード定義一覧の「施設種類」のうち、該当するコードを入力してください。	
296		認定番号	-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
297		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
298			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
299		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
300			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
301		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
302		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
303		出荷年月日(開始)	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
304		出荷年月日(終了)	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)





411	水産卵選別包装施設	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
412		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
413			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
414		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
415			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
416		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
417		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
418	原産地施設	認定番号		-	25	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
419		名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
420			英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
421		所在地	都道府県	半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
422			市町村	半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
423		所在地(市町村以降)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
424		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
425	申請先県/生産県	日本語	-	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。	
426	漁獲・養殖情報	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
427	漁獲情報	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
428	水産物種類		-	2	コード定義一覧の「水産物種類」のうち、該当するコードを入力してください。	
429	原料区分		-	1	コード定義一覧の「原料区分」のうち、該当するコードを入力してください。	
430	原産国地域ISOコード	日本語	半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
431	原産国地域	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
432		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
433	生産地域(原産地A)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
434		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
435	生産地域	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
436		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
437	原産地域ISOコード		半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
438	原産地コード		半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
439	生産地域(原産地B)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
440		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
441	主原料原産地	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
442		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
443	漁獲海域	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
444		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
445	生産地域(原産地)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
446		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
447	生産地域(原産地)	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
448		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
449	原料ケーシング由来動物の生産国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
450		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
451	原料ケーシングの生産国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
452		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
453	原料食肉の由来国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
454		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
455	原料乳の由来国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
456		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
457	原料乳製品の由来国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
458		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
459	製品の原料の生産国	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
460		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
461	IMSOC参照番号		半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
462	CNコード		半角英数	9	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
463	出生国地域	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
464		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
465	飼養国地域	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
466		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
467	生産海域の認定番号		半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	

468	捕獲日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
469	捕獲日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
470	添付書類	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
471	添付書類番号	半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
472	添付書類国名称	半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
473	添付書類国ISOコード	半角英数	13	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
474	輸出情報書類及び番号	-	80	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
475	一般名(種名)	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
476		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
477	学名	英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
478	年齢又は成長段階	半角英数	30	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
705	漁獲海域	名称	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
706			英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
707		所在地	英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
479	水域又は養殖場からの出荷日	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
480	製品分類	日本語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
481		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
482	加工方法	日本語	-	300	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
483		英語	-	300	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
484	包装記号	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
485	消費期限	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
486	消費期限(Annex用)	半角英数	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
487	輸出要件(アイスクリーム類等)	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件」のうち、該当するコードを入力してください。		
488	家畜保健所の確認書番号	半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
489	保存条件	半角英数	2	コード定義一覧の「保存条件」のうち、該当するコードを入力してください。		
718	保存条件	半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度1」のうち、該当するコードを入力してください。		
719		半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度2」のうち、該当するコードを入力してください。		
720		半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度3」のうち、該当するコードを入力してください。		
490	輸送温度	半角英数	2	コード定義一覧の「保存条件」のうち、該当するコードを入力してください。		
491	輸送温度	半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度1」のうち、該当するコードを入力してください。		
492		半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度2」のうち、該当するコードを入力してください。		
493		半角英数	1	コード定義一覧の「輸送温度3」のうち、該当するコードを入力してください。		
494	輸送温度	半角英数	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
495	搾乳年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
496	搾乳年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
497	集卵年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
498	集卵年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
499	出荷年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
500	出荷年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
501	製造年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
502	製造年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
503	と畜年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
504	と畜年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
505	製品の温度	半角英数	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
506	とさつ前後の検査年月日(開始)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
507	とさつ前後の検査年月日(終了)	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		
508	保管/輸送条件	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
509		英語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
510	ロット番号/ Batch No.	半角英数	150	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
511	Batch No.	-	150	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
512	動物の種類	日本語	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
513		英語	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
514	梱包形態	英語	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
515	数量及び重量	半角英数	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
708	数量及び重量(全角)	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。		
709	梱包日	西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)		

710	FOB価格	円(JPY)	-	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
711		ドル(USD)	-	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
712		ルピー(INR)	-	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
516	合計梱包数	数量	半角英数	15	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
517		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「梱包数量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
518	合計梱包の数	数量	半角英数	15	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
519		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「梱包数量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
520	合計正味重量	重量	-	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
521		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「重量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
522	合計箱数	数量	半角英数	15	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
523		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「梱包数量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
524	合計商品数量	数量	半角英数	15	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
525		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「梱包数量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
526	合計総重量	重量	-	20	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
527		単位	半角英数	2	コード定義一覧の「重量単位」のうち、該当するコードを入力してください。
528	輸出要件(乳製品)	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(乳製品)1」のうち、該当するコードを入力してください。
529		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(乳製品)2」のうち、該当するコードを入力してください。
530	証明事項(EU)	日本において生まれ、継続して飼養された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(EU)1」のうち、該当するコードを入力してください。
531		規則第2016/429号第230条により第3国として認められた国から輸入された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(EU)2」のうち、該当するコードを入力してください。
532		EU加盟国から輸入された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(EU)3」のうち、該当するコードを入力してください。
533		とさつ前30日間にND生ワクチンを接種した家畜由来	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(EU)4」のうち、該当するコードを入力してください。
534		とさつ前30日間にND生ワクチンを接種していない家畜由来	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(EU)5」のうち、該当するコードを入力してください。
535	証明事項(イギリス)	日本において生まれ、継続して飼養された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(イギリス)1」のうち、該当するコードを入力してください。
536		規則第2016/429号第230条により第3国として認められた国から輸入された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(イギリス)2」のうち、該当するコードを入力してください。
537		EU加盟国から輸入された家畜	半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項(イギリス)3」のうち、該当するコードを入力してください。
538	加熱条件(卵製品)	加熱条件1	半角英数	1	コード定義一覧の「加熱条件(卵製品)1」のうち、該当するコードを入力してください。
539		加熱条件2	半角英数	1	コード定義一覧の「加熱条件(卵製品)2」のうち、該当するコードを入力してください。
540		加熱条件3	半角英数	1	コード定義一覧の「加熱条件(卵製品)3」のうち、該当するコードを入力してください。
541		加熱条件4	半角英数	1	コード定義一覧の「加熱条件(卵製品)4」のうち、該当するコードを入力してください。
542	要件1(牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件)	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件)1」のうち、該当するコードを入力してください。
543		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件)2」のうち、該当するコードを入力してください。
544		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件)3」のうち、該当するコードを入力してください。
545	要件2(牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外1」のうち、該当するコードを入力してください。
546		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外2」のうち、該当するコードを入力してください。
547		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外3」のうち、該当するコードを入力してください。
548		輸出要件4	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外4」のうち、該当するコードを入力してください。
549	要件3(牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件3(牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外1」のうち、該当するコードを入力してください。
550		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件3(牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外2」のうち、該当するコードを入力してください。
551		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件3(牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件)※英国向け以外3」のうち、該当するコードを入力してください。
552	要件4(英国向けケーシングの要件)	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件4(英国向けケーシングの要件)1」のうち、該当するコードを入力してください。
553		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件4(英国向けケーシングの要件)2」のうち、該当するコードを入力してください。
554		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件4(英国向けケーシングの要件)3」のうち、該当するコードを入力してください。
555	要件1(牛肉を原料に含む時のみ)	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)1」のうち、該当するコードを入力してください。
556		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)2」のうち、該当するコードを入力してください。
742		輸出要件9	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)9」のうち、該当するコードを入力してください。
743		輸出要件10	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)10」のうち、該当するコードを入力してください。
744		輸出要件11	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)11」のうち、該当するコードを入力してください。
745		輸出要件12	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)12」のうち、該当するコードを入力してください。
746		輸出要件13	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)13」のうち、該当するコードを入力してください。
747		輸出要件14	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)14」のうち、該当するコードを入力してください。
748		輸出要件15	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)15」のうち、該当するコードを入力してください。
749		輸出要件16	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)16」のうち、該当するコードを入力してください。
750		輸出要件17	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)17」のうち、該当するコードを入力してください。
557		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件1(牛肉を原料に含む時のみ)3」のうち、該当するコードを入力してください。
558		牛肉又は牛肉製品の原料の輸出国名	英語	-	100

559	要件2(豚肉を原料に含む時のみ)	輸出要件1	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(豚肉を原料に含む時のみ)1」のうち、該当するコードを入力してください。
560		輸出要件2	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(豚肉を原料に含む時のみ)2」のうち、該当するコードを入力してください。
561		輸出要件3	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(豚肉を原料に含む時のみ)3」のうち、該当するコードを入力してください。
562		輸出要件4	半角英数	1	コード定義一覧の「要件2(豚肉を原料に含む時のみ)4」のうち、該当するコードを入力してください。
563	生産農場の飼養羽数	1000羽未満	半角英数	1	コード定義一覧の「生産農場の飼養羽数1」のうち、該当するコードを入力してください。
564		1000羽以上	半角英数	1	コード定義一覧の「生産農場の飼養羽数2」のうち、該当するコードを入力してください。
565	原産都道府県及び海域	日本語	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
566		英語	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
567	検査実施日(開始)		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
568	検査実施日(終了)		西暦日付	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
569	関連する証明書等番号		半角英数	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
570	衛生情報	日本語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
571		英語	-	400	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
572	輸出水産動物の用途 (いずれかにチェック)	輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出水産動物の用途(いずれかにチェック)1」のうち、該当するコードを入力してください。
573		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出水産動物の用途(いずれかにチェック)2」のうち、該当するコードを入力してください。
574	輸出水産動物は第三国から輸入後3ヶ月以内の輸出	輸入目的5	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出水産動物は第三国から輸入後3ヶ月以内の輸出1」のうち、該当するコードを入力してください。
575		輸入目的6	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出水産動物は第三国から輸入後3ヶ月以内の輸出2」のうち、該当するコードを入力してください。
713	水産動物の種類	輸入目的7	半角英数	1	コード定義一覧の「水産動物の種類1」のうち、該当するコードを入力してください。
714		輸入目的8	半角英数	1	コード定義一覧の「水産動物の種類2」のうち、該当するコードを入力してください。
576	輸入目的_魚類・甲殻類 (第三国へ再輸出)EU	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類(第三国へ再輸出))1」のうち、該当するコードを入力してください。
577		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類(第三国へ再輸出))2」のうち、該当するコードを入力してください。
578		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類(第三国へ再輸出))3」のうち、該当するコードを入力してください。
579		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類(第三国へ再輸出))4」のうち、該当するコードを入力してください。
580	輸入目的_魚類・甲殻類 _EU	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類)1」のうち、該当するコードを入力してください。
581		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類)2」のうち、該当するコードを入力してください。
582		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類)3」のうち、該当するコードを入力してください。
583		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類)4」のうち、該当するコードを入力してください。
584		輸入目的5	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(魚類・甲殻類)5」のうち、該当するコードを入力してください。
585	二枚貝(第三国へ再輸出)	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝(第三国へ再輸出))1」のうち、該当するコードを入力してください。
586		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝(第三国へ再輸出))2」のうち、該当するコードを入力してください。
587		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝(第三国へ再輸出))3」のうち、該当するコードを入力してください。
588		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝(第三国へ再輸出))4」のうち、該当するコードを入力してください。
589	二枚貝_EU	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝)1」のうち、該当するコードを入力してください。
590		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝)2」のうち、該当するコードを入力してください。
591		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝)3」のうち、該当するコードを入力してください。
592		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝)4」のうち、該当するコードを入力してください。
593		輸入目的5	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(二枚貝)5」のうち、該当するコードを入力してください。
594	ラウンド_UK	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(ラウンド)1」のうち、該当するコードを入力してください。
595		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(ラウンド)2」のうち、該当するコードを入力してください。
596		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(ラウンド)3」のうち、該当するコードを入力してください。
597	輸入目的(水産インドネシア)	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)1」のうち、該当するコードを入力してください。
598		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)2」のうち、該当するコードを入力してください。
599		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)3」のうち、該当するコードを入力してください。
600		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)4」のうち、該当するコードを入力してください。
601		輸入目的5	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)5」のうち、該当するコードを入力してください。
602		輸入目的6	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)6」のうち、該当するコードを入力してください。
603		輸入目的7	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(インドネシア)7」のうち、該当するコードを入力してください。
604	検査機関		半角英数	4	コード定義一覧の「検査機関CD」のうち、該当するコードを入力してください。
605	官能検査者の氏名	日本語	-	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
606		英語	-	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
607	検査結果番号		半角英数	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
608	輸入目的(韓国)	輸入目的1	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)1」のうち、該当するコードを入力してください。
609		輸入目的2	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)2」のうち、該当するコードを入力してください。
610		輸入目的3	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)3」のうち、該当するコードを入力してください。
611		輸入目的4	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)4」のうち、該当するコードを入力してください。
612		輸入目的5	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)5」のうち、該当するコードを入力してください。
613		輸入目的6	半角英数	1	コード定義一覧の「輸入目的(韓国)6」のうち、該当するコードを入力してください。



668	輸出要件(カタル,ヨルダン)	水産動物の種類	半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(カタル,ヨルダン)(水産動物の種類)1」のうち、該当するコードを入力してください。	
669			半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(カタル,ヨルダン)(水産動物の種類)2」のうち、該当するコードを入力してください。	
670			半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(カタル,ヨルダン)(水産動物の種類)3」のうち、該当するコードを入力してください。	
671			半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(カタル,ヨルダン)(水産動物の種類)4」のうち、該当するコードを入力してください。	
672			半角英数	1	コード定義一覧の「輸出要件(カタル,ヨルダン)(水産動物の種類)5」のうち、該当するコードを入力してください。	
673	官能検査実施結果	品質確認者氏名	日本語	-	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
674		官能検査実施日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
733	営業許可証又は営業届出等	書類名称	-	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
675		許可番号	-	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
676		発行日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
677	食品衛生監視票等の発行日		西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
678	自主検査結果	試験成績書発行機関名	-	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
679		発行日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
680		番号	-	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
681	監視指導の結果確認書類	名称	-	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
682		発行日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
683		番号	-	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
684	インボイス番号		-	-	35	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
685	インボイス発行日		西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
686	ふぐ処理者	日本語	-	-	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
687	輸出検査申請を予定する動物検疫所		-	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
715	植物検疫証明書番号	植物検疫証明書番号等1	半角英数	3	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
716		植物検疫証明書番号等2	半角英数	2	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
717		植物検疫証明書番号等3	半角英数	7	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
688	欄外追記	日本語	-	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
689		英語	-	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
690	資格取得年月日		-	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
691	識別マーク		-	-	40	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
722	加熱処理を行った年月日	開始年月日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
723		終了年月日	西暦日付	-	-	申請書入力画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
724	加熱処理の温度		半角英数	10	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
725	加熱処理の時間	英語	-	-	50	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
726	原料豚肉に関する要件	当該豚肉製品は日本国内で出生・肥育され、認定と畜場等で処理された原料豚肉に由来するものである。	半角英数	1	コード定義一覧の「原料豚肉に関する要件1」のうち、該当するコードを入力してください。	
727		当該豚肉製品が輸入した原料豚肉に由来する時、以下の要件を満たすものである。 ・第三国(地域)で出生・肥育され、台湾当局によって認定された畜場等で処理された原料豚肉であること。 ・原料豚肉は、第三国から日本へ直接輸入されるか、または輸送中に開封されることなく密閉コンテナに入れられていること。 ・原料豚肉の輸入に際しては、検査を受け、日本の所轄庁の承認を受けていること。検査後、豚肉は直接、認定食肉処理場または認定製造施設に搬入されていること。	半角英数	1	コード定義一覧の「原料豚肉に関する要件2」のうち、該当するコードを入力してください。	
728	豚肉製品の加熱条件	当該豚肉製品は中心温度70℃30分以上の条件で加熱された。	半角英数	1	コード定義一覧の「豚肉製品の加熱条件1」のうち、該当するコードを入力してください。	
729		前項に示す加熱処理と同等のウイルス不活化効果を有すると台湾当局が認める方法で加熱された。	半角英数	1	コード定義一覧の「豚肉製品の加熱条件2」のうち、該当するコードを入力してください。	
730	受領者		-	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
731	製品名	英語	-	-	240	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
732	証明事項		半角英数	1	コード定義一覧の「証明事項」のうち、該当するコードを入力してください。	
738	食用準備状況	すぐに食べられない	半角英数	1	コード定義一覧の「食用準備状況1」のうち、該当するコードを入力してください。	
739		すぐに食べられる	半角英数	1	コード定義一覧の「食用準備状況2」のうち、該当するコードを入力してください。	
740	出荷番号		-	-	100	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
751	ロット番号未確定		半角英数	1	コード定義一覧の「ロット番号未確定」のうち、該当するコードを入力してください。	
692	証明書枚数		半角英数	3	申請書入力画面で入力する値を入力してください。	
693	備考		-	-	200	申請書入力画面で入力する値を入力してください。
694	誓約事項		半角英数	1	1:承諾する、1以外:承諾しない。誓約事項内容を下記「■誓約事項」を参照してください。	

## 一括登録 申請書明細 項目別 入力内容一覧

No.	項目名		文字種	最大文字数	入力内容	
-	申請書識別子		半角英数	10	必須入力です。申請書シートの申請書識別子と同じ識別子を入力すると、その申請書の明細として登録されます。 ※詳細は後述	
1	明細番号		半角数字	4	1から順にゼロ埋め(0001等)せずに連番で記入してください。	
2	商品名	日本語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
3		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
4	商品説明	日本語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
5		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
6	製品の詳細		英語	-	240	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
7	商品ブランド名	日本語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
8		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
9	製品の種類		英語	-	240	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
10	主要な原材料	日本語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
11		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
12	NCMコード		英語	半角数字	9	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
13	製品名	日本語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
14		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
15	製品名(日本語_Annex用)		日本語	-	240	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
16	製品名(英語_Annex用)		英語	-	240	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
17	製品カテゴリ1		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
18	製品カテゴリ2		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
19	製品グループ		英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
20	動物の年齢		半角数字	3	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
21	飼育の性別		-	10	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
22	認証システム	英語	-	40	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
23	認証結果	英語	-	40	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
24	HSコード	製品概要_HSコード等1	半角英数	4	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
25		製品概要_HSコード等2	半角英数	2	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
26		製品概要_HSコード等3	半角英数	4	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
27	HSタイトル		-	300	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
28	賞味期限		西暦日付	-	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
182	消費期限(賞味期限)		西暦日付	-	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
29	ロット番号/Batch No.(400桁)		半角英数	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
30	ロット番号/Batch No.		半角英数	150	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
31	一般名(種名)	日本語	-	150	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
32		英語	-	150	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
180	部位	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
181		英語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
33	学名		英語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
154	学名		半角英数	1	コード定義一覧の「学名」のうち、該当するコードを入力してください。	
155	年齢又は成長段階		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	

156	体長及び年齢	項目1	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
157		項目2	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
158		項目3	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
159		項目4	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
160		項目5	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
161		項目6	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
162		項目7	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
163		項目8	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
164		項目9	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
165		項目10	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
166		項目11	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
167		項目12	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
168		項目13	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
169		項目14	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
170		項目15	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
34	保管/輸送条件	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
35		英語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
36	主成分	日本語	-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
37		英語	-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
38	製品分類(種類/性質)	英語	-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
39	ラベル登録番号	半角英数		30	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
40	加工種類(カッティング等)	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
41		英語	半角英数		100
42	加工種類(カッティング等)(Annex用)	英語	-	600	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
43	施した処理	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
44	施した処理	処理	半角英数	1	コード定義一覧の「施した処理(処理)」のうち、該当するコードを入力してください。
45		複数の動物種の原料を混合している場合、加熱実施は原料肉の混合前か混合後であるか。	半角英数		1
46	生産年月日(開始)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
47	生産年月日(終了)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
48	加工方法又は加工状態	日本語	-	300	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
49		英語	-	300	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
50	処理状態	半角英数		1	コード定義一覧の「処理状態」のうち、該当するコードを入力してください。
51	出荷頭数	半角数字		15	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
52	数量	半角数字		15	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
53	梱包形態	-		70	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
54	梱包の数	数量	半角数字	15	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
55		単位	半角英数		2
56	梱包数	数量	半角数字	15	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
57		単位	半角英数		2
58	正味重量	重量	半角数字	20	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
59		単位	半角英数		2
60	総重量	重量	半角数字	20	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
61		単位	半角英数		2
62	輸出品種類	半角数字		1	コード定義一覧の「輸出品種類」のうち、該当するコードを入力してください。
63	無疾病の動物種	半角数字		1	コード定義一覧の「無疾病の動物種」のうち、該当するコードを入力してください。
64	無疾病の動物種(カタール)	半角数字		1	コード定義一覧の「無疾病の動物種(カタール)」のうち、該当するコードを入力してください。
65	原料乳の殺菌方法	半角数字		1	コード定義一覧の「原料乳の殺菌方法」のうち、該当するコードを入力してください。
66	製造年月日(開始)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
67	製造年月日(終了)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
68	賞味期限(開始)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
69	賞味期限(終了)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
70	消費期限(開始)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
71	消費期限(終了)	西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)
183	保存温度	-		50	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
178	処理の状況	半角数字		1	コード定義一覧の「処理の状況」のうち、該当するコードを入力してください。
179	製品の性質	半角数字		1	コード定義一覧の「製品の性質」のうち、該当するコードを入力してください。

72	輸送温度			半角数字	1	コード定義一覧の「輸送温度1」のうち、該当するコードを入力してください。	
73				半角数字	1	コード定義一覧の「輸送温度2」のうち、該当するコードを入力してください。	
74				半角数字	1	コード定義一覧の「輸送温度3」のうち、該当するコードを入力してください。	
75	加工・保管施設	施設種類		半角数字	2	コード定義一覧の「施設種類」のうち、該当するコードを入力してください。	
76		認定番号		-	25	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
77		名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
78			英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
79		所在地	都道府県		半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
80			市町村		半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
81		所在地(市町村以降)	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
82	所在地	英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
83	加工施設	認定番号		-	25	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
84		名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
85			英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
86		所在地	都道府県		半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
87			市町村		半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
88		所在地(市町村以降)	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
89		所在地	英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
171	保管施設	認定番号		-	25	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
172		名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
173			英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
174		所在地	都道府県		半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
175			市町村		半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
176		所在地(市町村以降)	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
177		所在地	英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
184	製造施設	施設種類		半角数字	2	コード定義一覧の「施設種類」のうち、該当するコードを入力してください。	
185		認定番号		-	25	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
186		名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
187			英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
188		所在地	都道府県		半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
189			市町村		半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
190		所在地(市町村以降)	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
191	所在地	英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
192	海産・陸産区分	海産		半角数字	1	コード定義一覧の「海産・陸産区分(海産)」のうち、該当するコードを入力してください。	
193		陸産		半角数字	1	コード定義一覧の「海産・陸産区分(陸産)」のうち、該当するコードを入力してください。	
90	天然・養殖区分	天然		半角数字	1	コード定義一覧の「天然・養殖区分(天然)」のうち、該当するコードを入力してください。	
91		養殖		半角数字	1	コード定義一覧の「天然・養殖区分(養殖)」のうち、該当するコードを入力してください。	
92	原産地	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
93		英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
94	漁獲国	英語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
95	漁獲海域	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
96		英語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
97	漁船番号			半角英数	20	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
98	漁船名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
99		英語		-	250	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
100	養殖地域	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
101		英語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
102	養殖場	名称		日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
103		英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
104	養殖場	認定番号		-	50	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
105		名称	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
106			英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
107		所在地	都道府県		半角数字	2	コード定義一覧の「都道府県」のうち、該当するコードを入力してください。
108			市町村		半角数字	5	コード定義一覧の「市町村」のうち、該当するコードを入力してください。
109		所在地(市町村以降)	日本語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
110		所在地	英語		-	400	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
194	漁獲年月日(開始)			西暦日付	-	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	

195	漁獲年月日(終了)		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
111	清浄な水域・養殖場の 場合(サーベイランス)	疾病名	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
112			英語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
113	清浄な水域・養殖場以外 の場合(輸出前の検査)	疾病名	日本語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
114			英語	-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
115		検体採取年月日		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください(YYYY-MM-DD形式)。
116		検体採取数量	数量	半角英数	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
117		サンプル検査機関名	日本語	-	200		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
118			英語	-	200		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
119		検査方法	日本語	-	100		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
120			英語	-	100		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
121	検査結果	日本語	-	100		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
122		英語	-	100		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
123	対象(民間サンプリング)	日本語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
124	サンプル採取日(民間サンプリング)		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
125	サンプル数(民間サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
126	サンプルの種類(民間サンプリング)	日本語		-	50	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
127	検査日(民間サンプリング)		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
128	検査実施施設の名称 (民間サンプリング)	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
129	SE/ST陽性数(民間サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
130	その他サルモネラ陽性数(民間サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
131	対象(公的サンプリング)	日本語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
132	サンプル採取日(公的サンプリング)		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
133	サンプル数(公的サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
134	サンプルの種類(公的サンプリング)	日本語		-	50	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
135	検査日(公的サンプリング)		西暦日付	-		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。(YYYY-MM-DD形式)	
136	検査実施施設の名称 (公的サンプリング)	日本語		-	100	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
137	SE/ST陽性数(公的サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
138	その他サルモネラ陽性数(公的サンプリング)		半角数字	15		申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	
139	衛生要件	衛生要件		半角数字	2	コード定義一覧の「衛生要件」のうち、該当するコードを入力してください。	
140		衛生要件_項目1		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目1」のうち、該当するコードを入力してください。	
141		衛生要件_項目2		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目2」のうち、該当するコードを入力してください。	
142		衛生要件_項目3		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目3」のうち、該当するコードを入力してください。	
143		衛生要件_項目4		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目4」のうち、該当するコードを入力してください。	
144		衛生要件_項目5		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目5」のうち、該当するコードを入力してください。	
145		衛生要件_項目6		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目6」のうち、該当するコードを入力してください。	
146		衛生要件_項目7		半角数字	1	コード定義一覧の「衛生要件_項目7」のうち、該当するコードを入力してください。	
147		学名1		半角数字	2	コード定義一覧の「学名1」のうち、該当するコードを入力してください。	
148		学名2		半角数字	2	コード定義一覧の「学名2」のうち、該当するコードを入力してください。	
149		学名3		半角数字	2	コード定義一覧の「学名3」のうち、該当するコードを入力してください。	
150		科名		半角数字	3	コード定義一覧の「科名」のうち、該当するコードを入力してください。	
151		学名1	英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
152		学名2	英語		-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。
153	備考			-	200	申請書明細登録画面で入力する値を入力してください。	

■ 申請書識別子について

一括登録を行う際、登録する申請書と明細の組み合わせを申請書識別子を元に決定します。

同じ申請書識別子が入力された申請書・明細は一つの申請書のセットとして扱われ、一つの申請書として登録されます。申請書識別子に入力文字の制約は特にありません。

具体的に一括登録を作成する場合、どのような入力を行えばいいか、例とともに説明します。

【入力例】

●1申請1明細

「申請書」シート				「明細」シート					
EU等 産地証明				EU等 産地証明					
申請書識別子	委託元事業ID	EU等の国名	子	申請書識別子	明細番号	商品名		HSコード	数量
						日本語	英語		
-	1	2		-	1	2	3	4	
SHINSEI01				SHINSEI01	1	味噌	miso	05	10

上記の申請書を一括登録した場合、以下の申請書が作成されます。  
・SHINSEI01（明細1件）

●1申請複数明細

「申請書」シート				「明細」シート					
EU等 産地証明				EU等 産地証明					
申請書識別子	委託元事業ID	EU等の国名	子	申請書識別子	明細番号	商品名		HSコード	数量
						日本語	英語		
-	1	2		-	1	2	3	4	5
SHINSEI01				SHINSEI01	1	味噌	miso	05	10
				SHINSEI01	2	豆腐	tofu	06	5
				SHINSEI01	3	カップめん	cup me	07	3

上記の申請書を一括登録した場合、以下の申請書が作成されます。  
・SHINSEI01（明細は3つ）

●1申請1明細で、複数品目の申請書

「申請書」シート				「明細」シート					
EU等 産地証明				EU等 産地証明					
申請書識別子	委託元事業ID	EU等の国名	子	申請書識別子	明細番号	商品名		HSコード	数量
						日本語	英語		
-	1	2		-	1	2	3	4	
SHINSEI01				SHINSEI01	1	味噌	miso	05	10
SHINSEI02				SHINSEI02	1	豆腐	tofu	06	5
SHINSEI03				SHINSEI03	1	カップめん	cup me	07	3

上記の申請書を一括登録した場合、以下の申請書が作成されます。  
・SHINSEI01（明細は1つ）  
・SHINSEI02（明細は1つ）  
・SHINSEI03（明細は1つ）

申請書の内容が同じ場合は、申請書①の行をコピーし、申請書②・申請書③を作成することもできます。

●複数申請複数明細

「申請書」シート

EU等 産地証明			
申請書識別子	委託元事業ID	EU等の国名	チェ...
-	1	2	
SHINSEI01			
SHINSEI02			
SHINSEI03			

「明細」シート

EU等 産地証明					
申請書識別子	明細番号	商品名		HSコード	数量
		日本語	英語		
-	1	2	3	4	
SHINSEI01	1	味噌	miso	05	10
SHINSEI01	2	豆腐	tofu	06	5
SHINSEI01	3	カップめん	cup me	07	3
SHINSEI02	1	味噌	miso	05	10
SHINSEI02	2	豆腐	tofu	06	5
SHINSEI03	1	味噌	miso	05	10

上記の申請書を一括登録した場合、以下の申請書が作成されます。

- ・SHINSEI01 (明細は3つ)
- ・SHINSEI02 (明細は2つ)
- ・SHINSEI03 (明細は1つ)

■誓約事項

No	国	品目	証明区分	国CD	品目CD	証明区分CD	誓約事項
1	インド	水産食品	衛生証明	5004	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 本要綱に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品（別紙様式6の証明事項4）及び5）に係る証明事項を必要としない水産食品）である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。</p> <p>(6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 輸出品は、認定施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。</p> <p>イ. 輸出品は、管轄官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。</p> <p>ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。</p>
2	インド	飼料用魚粉	衛生証明	5004	49	31	<p>(1) 輸出入関係手続上のトラブル、損失等については、国は補償できないことを了解します。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行が取り消され、又は衛生証明書の発行が停止される場合があることを了解します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出者が、本手続において不正を行った場合</li> <li>・輸出品が、関係法令に基づく販売禁止、廃棄又は回収の命令等の対象となった場合</li> <li>・輸出者が、輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で衛生証明書を取得した場合</li> </ul> <p>(3) 次のアからケまでの内容を満たすものであることを誓約します。</p> <p>ア 前記1の記載事項が正しいこと。</p> <p>イ 輸出しようとする製品は関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>ウ 製造事業場は、FAMICが製造事業場の調査した日以降、FAMICが確認した内容に変更がないこと。</p> <p>エ 輸出しようとする製品には、抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びにほ乳類の肉粉、骨粉及びひ粉が含まれていないこと。</p> <p>オ サルモネラの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから無作為に5点（1点25g）抽出したもので、「飼料等検査実施要領の制定について」（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく登録検定機関又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関であること。</p> <p>カ アフラトキシンの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから「飼料等検査実施要領の制定について」に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく登録検定機関又は食品衛生法に基づく登録検査機関であること。</p> <p>キ 製造業者から出荷された後、開封等がされおらず、適切な管理が行われている製品であること。</p> <p>ク 輸出者が申請者である場合は、輸出者が製造業者と密に連絡をとり、本申請書の記載内容と輸出しようとする製品の内容に相違がないことを確認していること。</p> <p>ケ 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。</p>

3	インド	養殖水産動物用飼料	衛生証明	5004	51	31	<p>(1) 輸出入関係手続上のトラブル、損失等については、国は補償できないことを了解します。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行が取り消され、又は衛生証明書の発行が停止される場合があることを了解します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出者が、本手続において不正を行った場合</li> <li>・輸出品が、関係法令に基づく販売禁止、廃棄又は回収の命令等の対象となった場合</li> <li>・輸出者が、輸出相手国の通関関係機関に提出又は提示する目的以外の目的で衛生証明書を取得した場合</li> </ul> <p>(3) 次のアからケまでの内容を満たすものであることを誓約します。</p> <p>ア 前記1の記載事項が正しいこと。</p> <p>イ 輸出しようとする製品は関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>ウ 製造事業場は、FAMICが製造事業場の調査した日以降、FAMICが確認した内容に変更がないこと。</p> <p>エ 輸出しようとする製品には、抗菌性物質、ステロイド及び薬理活性物質並びにほ乳類の肉粉、骨粉及び血粉が含まれていないこと。</p> <p>オ サルモネラの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから無作為に5点（1点25g）抽出したもので、「飼料等検査実施要領の制定について」（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく登録検定機関又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく登録検査機関であること。</p> <p>カ アフラトキシンの分析に用いた試料は、輸出する製品と同一ロットから「飼料等検査実施要領の制定について」に基づきサンプリングしたものであること。また、分析実施者はISO/IEC17025認証を受けた検査機関、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく登録検定機関又は食品衛生法に基づく登録検査機関であること。</p> <p>キ 製造業者から出荷された後、開封等がされておらず、適切な管理が行われている製品であること。</p> <p>ク 輸出者が申請者である場合は、輸出者が製造業者と密に連絡をとり、本申請書の記載内容と輸出しようとする製品の内容に相違がないことを確認していること。</p> <p>ケ 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うこと。</p>
4	インドネシア	水産食品	衛生証明	5005	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) インドネシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 当該輸出水産食品は、所管官庁により認定され、かつ、監督指導の下にある施設において加工等がなされたものであること。</p> <p>イ. 当該輸出水産食品には、別紙様式6のAttestationのc.に記載された疾病がみられないこと。（輸出の都度、別添2及び別添3に規定する検査が実施され、病気又は感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等の目に見える異状が認められないこと。）</p>
5	ウクライナ	水産食品	衛生証明	5006	17	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること</p> <p>(5) 当該貨物は別添4に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること</p> <p>(6) ウクライナ政府が要求する以下の条件を満たすものであること</p> <p>① 当該貨物が、健康で健全な魚である点、人間の消費にふさわしいものである点、輸出にふさわしいものである点、通常考えられる適切な時間で輸送するとの点で、輸出国の魚及び水産食品に関連する公的機関により規定された品質及び安全性に関する要求のあらゆる観点に合致すること</p> <p>② 本証明の対象となる魚及び水産食品が公的に承認された施設を起源とすること</p> <p>③ 冷凍された魚が、貯蔵中に解凍がなされず、筋肉中の温度が摂氏-18度を上回らず、保存料が含まれておらず、食品中に認められない種あるいは数の微生物及び寄生虫により汚染されておらず（淡水魚の場合は、人的被害のあるタイ肝吸虫、裂頭条虫及びその他寄生虫がいないこと）、着色料による処理がなされておらず、イオン化あるいは紫外線処理が行われていないこと。-18度以下の温度で7日間保管した場合は、アニサキス科の線虫（ネマトータ）が、筋肉中の温度-20度以下で24時間以上の処理により冷凍処理され、不活性化されていること</p> <p>④ 梱包用資材が初めて使用されるものであり衛生上の要求を満たすものであること</p> <p>⑤ 輸送手段が製造元の国で承認された規則に従って取扱われかつ準備されたものであること</p>
6	オーストラリア	輸出養殖等用飼料	衛生証明	5008	50	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 当該貨物は、別添5に掲げる検査を受けた上で、輸出されるものであること。</p> <p>(6) オーストラリア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① オーストラリア向け輸出養殖等用飼料は、日本の権限ある衛生管理当局により承認及び監督される最終加工施設（未加工品にあつては最終保管施設）において処理されたものであること。</p> <p>② 魚は、伝染病による目に見える潰瘍がないこと。</p> <p>③ 貨物には、証明書に記載されていない種の魚及び頭足動物が含まれないこと。</p>
7	オーストラリア	水産食品(サケ科)	衛生証明	5008	85	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書発行申請の製品に係る製造工程が施設認定申請時に提出した製造工程と相違なく、当該製品の製造における加熱工程により、4.で申請したオーストラリアの求める加熱条件を満たしていること及び証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 当該貨物は、別添5に掲げる検査を受けた上で、輸出されるものであること。</p> <p>(6) オーストラリア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① オーストラリア向け輸出水産食品は、日本の権限ある衛生管理当局により承認及び監督される最終加工施設において処理されたものであること。</p> <p>② 貨物には、証明書に記載されていない種の魚が含まれないこと。</p> <p>③ 製品は、プラスチック製のスリーブ、パウチ又はその他包材で個々に包装されていること。</p>

8	オーストラリア	水産食品(サケ科以外のもの)	衛生証明	5008	86	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 当該貨物は、別添5に掲げる検査を受けた上で、輸出されるものであること。</p> <p>(6) オーストラリア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① オーストラリア向け輸出水産食品は、日本の権限ある衛生管理当局により承認及び監督される最終加工施設(未加工品にあつては最終保管施設)において処理されたものであること。</p> <p>② 製品は、伝染病による目に見える潰瘍がないこと。</p> <p>③ 貨物には、証明書に記載されていない種の魚が含まれないこと。</p>
9	サウジアラビア	水産食品	衛生証明	5011	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) サウジアラビア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 輸出水産食品は、認定施設において加工等がなされたものであること。</p> <p>イ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令に遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。</p> <p>ウ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で取り扱われた食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>エ. サウジアラビアの基準に適合することを確認していること。</p> <p>オ. 輸出水産食品の原料は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)及び持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)が遵守され、水産防疫上適切に取り扱われたものであり、かつ、感染症による潰瘍や白斑等の目に見える異状が認められないこと。</p> <p>カ. 養殖物にあつては、動物性たん白質(当該魚種と異なる魚種の魚粉を除く。)を与えられていないこと。</p> <p>キ. 輸出水産食品の原料は、人為的な遺伝子改変や遺伝子操作によって生産された動物ではないこと。</p> <p>ク. 輸出水産食品は、GSO 1016の微生物学的基準及びGSO 2481の残留動物用医薬品基準を満たすものであること。</p>
10	シンガポール	水産食品(活かき)	衛生証明	5012	20	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査が必要と認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) かきの生産海域を管轄する都道府県の貝類衛生プログラムに基づき生産されたかきであり、食用に適するものであること。</p> <p>(6) 合成保存料等を使用していないこと。</p> <p>(7) 衛生証明書を発行する際に、追加資料の提出を求められた際には、速やかに提出すること。</p>
11	シンガポール	水産食品(ふぐ)	衛生証明	5012	21	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査が必要と認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 内臓などふぐの有毒部位を除去するための資格を持つと都道府県知事等が認めた者が処理しており、食用に適するものであること。</p> <p>(6) 衛生証明書を発行する際に、追加資料の提出を求められた際には、速やかに提出すること。</p> <p>(7) 養殖されたふぐの皮(ヒレを含む)及び精巢は、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン)について」(令和2年5月1日付け生食発0501第10号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づき認定されたふぐ処理者により処理されたものであること。</p>
12	ナイジェリア	水産食品	衛生証明	5015	17	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 当該貨物は別添3に掲げる検査を受けた上で、輸出されるものであること。</p> <p>(6) ナイジェリア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① ナイジェリア向け輸出水産食品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること。</p> <p>② ナイジェリア向け輸出水産食品が、放射性及び毒性を帯びておらず、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、人の健康を損なうものでないこと。</p> <p>③ パッチ/ロットナンバーは、製品を製造したときに製造者が同製品を管理するために付す番号で、製造年月日及び期限表示が遡及できるものであること。</p> <p>④ 期限表示及び保存方法は、輸出者あるいは製造者の責任において、我が国の関係法令等に基づいた適切な表示とすること。</p>
13	ブラジル	水産食品(養殖)	衛生証明	5020	62	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ブラジル政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている認定施設由来の水産食品であること。</p> <p>② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれておらず、化学保存料、化学着色料の使用がない、もしくは適切に表示がされているものであること。</p> <p>③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p>
14	ブラジル	水産食品(天然)	衛生証明	5020	63	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ブラジル政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている認定施設由来の水産食品であること。</p> <p>② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれておらず、化学保存料、化学着色料の使用がない、もしくは適切に表示がされているものであること。</p> <p>③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p>

15	ベトナム	活水産動物	衛生証明	5021	58	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 別紙様式11のIの記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、要件を満たした施設由来の水産食品であること。</p> <p>② ベトナムの基準に適合することを確認していること。</p> <p>③ 監督官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>④ 適切に保管されヒトの消費に適したものであること。</p>
16	ベトナム	活水産動物 以外	衛生証明	5021	59	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記1の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 食品衛生法に適合した水産食品であること。</p> <p>(4) ベトナム国内での消費を目的としており、認定施設で加工(本要綱の4(1)の工からかまでの1つ以上の処理)されたこと。</p> <p>(5) 官能検査を実施した結果、本要綱の別添2の4.に掲げる官能検査基準を満たしていること。</p> <p>(6) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。</p> <p>(7) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(8) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(9) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている施設由来の水産食品であること。</p> <p>② ベトナムの基準に適合することを確認していること。</p> <p>③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p>
17	マレーシア	畜水産食品	衛生証明	5024	31	31	<p>当該輸出畜水産食品は、次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 当該貨物は、人の食用に供する食品である。</p> <p>(2) マレーシア保健省が規定する残留動物用医薬品が検出されないものであり、原料の生産段階において、これらを使用していない。</p>
18	メキシコ	水産食品	衛生証明	5026	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) メキシコ政府が要求する下記の条件を満たすものであること。</p> <p>輸出ロットは、食品衛生法に基づき生産・加工されており、人の消費に適したものであること。</p>
19	ロシア	水産食品	衛生証明	5028	17	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること</p> <p>(5) ロシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること</p> <p>① ロシア連邦へ輸出される、人の食品に向けられる、生きた、冷蔵された及び冷凍された魚その他の水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること</p> <p>② 魚その他の水産物は、動物衛生上の制限下でない施設に由来するものであること</p> <p>③ 商業用の海産及び淡水産の魚その他の水産物は、日本の国立の又は公的な機関により、寄生虫並びに細菌性及びウイルス性の感染症の存在が日本で用いられている方法で検査されていること</p> <p>④ 許容できる範囲内の寄生虫が確認される場合は、現在用いられている方法により不活性化されていること</p> <p>⑤ 輸出される冷凍された魚その他の水産物は、筋肉中の温度が摂氏マイナス18度を超えないよう保たれ、サルモネラその他の細菌性病原体の混入がなく、伝染性疾患による典型的な変質がなく、官能的な品質劣化がなく、保管中に解凍されたことがなく、着色料及び香料の添加が行われず、電離放射による処理が行われていないこと</p> <p>⑥ 獣医学的及び衛生学的検査により、海産及び淡水産の魚その他の水産物並びにその加工品は、人の食品としての消費に適したものとされていること。天然又は人工のエストロゲンその他のホルモン様物質、甲状腺ホルモン阻害剤、抗生物質、殺虫剤その他の薬剤が含まれていないこと</p> <p>⑦ 魚その他の水産物及びその加工品の微生物学、化学・毒物学及び放射線学上の特性は、現行のロシア連邦の獣医学上及び衛生学上の規則と条件に適合していること</p> <p>⑧ 製品は、包装に標章が付されていること。標章の付されたラベルは、当該ラベルを毀損することなく包装を開封することが不可能であるよう容器に貼付されること</p> <p>⑨ 容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること</p> <p>⑩ 輸送手段は、日本の法令に基づき処理及び準備されていること</p>
20	台湾	活貝類	衛生証明	5032	6	31	<p>当該輸出品類は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。</p> <p>イ. 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」(平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知)2の(2)に基づき出荷の自主規制の対象となっていないこと。</p> <p>ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導(食品衛生監視票の日付等)以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理及び保管がなされていること。</p> <p>エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。</p>

21	台湾	活貝類以外	衛生 証明	5032	7	31	<p>当該輸出品類は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来のものであること。</p> <p>イ. 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」(平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知)2の(2)に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。</p> <p>ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導(食品衛生監視票の日付等)以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理、製造、加工及び保管がなされていること。</p> <p>エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。</p>
22	大韓民国	畜産加工品 (卵加工品及び卵含有加工品)	衛生 証明	5033	81	31	<p>当該輸出品類は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合するようにとす(輸出畜産加工品の場合のみ)・搾乳・製造・加工・包装・運送・取扱い・保管されていること。</p> <p>イ. 原料は、と畜場法(昭和28年法律第114号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、健康な動物から得られ、食用に適するよう製造されていること。</p> <p>ウ. 製品は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格を満たしていること。</p> <p>エ. 残留物質(抗生物質、農薬、ホルモン剤、重金属等)、病原性微生物(サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌等)等が日本及び韓国の衛生関連規定で定める基準に適合していること。</p> <p>オ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品を包装する容器又は包装は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合し、人の健康を損なうおそれがないものを用いること。</p> <p>カ. 製品は、韓国到着まで、汚染を防ぐよう、衛生的な方法で、包装、保管、管理され、適切に運送されること。</p> <p>キ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品は、製品名、製造者、製造日、消費期限又は賞味期限が適切に表示されていること。</p>
23	大韓民国	畜産加工品 (乳製品)	衛生 証明	5033	82	31	<p>当該輸出品類は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合するようにとす(輸出畜産加工品の場合のみ)・搾乳・製造・加工・包装・運送・取扱い・保管されていること。</p> <p>イ. 原料は、と畜場法(昭和28年法律第114号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、健康な動物から得られ、食用に適するよう製造されていること。</p> <p>ウ. 製品は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格を満たしていること。</p> <p>エ. 残留物質(抗生物質、農薬、ホルモン剤、重金属等)、病原性微生物(サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌等)等が日本及び韓国の衛生関連規定で定める基準に適合していること。</p> <p>オ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品を包装する容器又は包装は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合し、人の健康を損なうおそれがないものを用いること。</p> <p>カ. 製品は、韓国到着まで、汚染を防ぐよう、衛生的な方法で、包装、保管、管理され、適切に運送されること。</p> <p>キ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品は、製品名、製造者、製造日、消費期限又は賞味期限が適切に表示されていること。</p>
24	大韓民国	畜産加工品 (食肉加工品及び食肉含有加工品)	衛生 証明	5033	83	31	<p>当該輸出品類は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合するようにとす(輸出畜産加工品の場合のみ)・搾乳・製造・加工・包装・運送・取扱い・保管されていること。</p> <p>イ. 原料は、と畜場法(昭和28年法律第114号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、健康な動物から得られ、食用に適するよう製造されていること。</p> <p>ウ. 製品は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格を満たしていること。</p> <p>エ. 残留物質(抗生物質、農薬、ホルモン剤、重金属等)、病原性微生物(サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌等)等が日本及び韓国の衛生関連規定で定める基準に適合していること。</p> <p>オ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品を包装する容器又は包装は、日本及び韓国の衛生関連規定*で定める基準及び成分規格に適合し、人の健康を損なうおそれがないものを用いること。</p> <p>カ. 製品は、韓国到着まで、汚染を防ぐよう、衛生的な方法で、包装、保管、管理され、適切に運送されること。</p> <p>キ. 韓国向け輸出畜産加工品及び輸出食肉・卵含有加工品は、製品名、製造者、製造日、消費期限又は賞味期限が適切に表示されていること。</p>

25	中華人民共和国	活水産物	衛生 証明	5034	9	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること</p> <p>(5) 当該貨物は別添2に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること</p> <p>(6) 日本国内の法令を遵守して生産等されたものであること</p> <p>(7) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること</p> <p>① 当該産品は天然由来あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場由来であること</p> <p>② 当該産品に対し、日本において食用水産物への使用が承認された薬品以外の薬品は使用されていないこと</p> <p>③ 当該産品は日本の主管当局の監督の下検査検査され、中国で規定されているいかなる有毒有害物質も検出されていないこと</p> <p>④ 当該産品は輸出検査時に伝染病に伴う目に見える病変がない及び／又は異常行動が見られないこと</p> <p>⑤ 当該産品は人の食用に適すること</p>
26	中華人民共和国	水産食品	衛生 証明	5034	17	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 衛生証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 中国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件が整備されている認定施設由来の水産食品であること。</p> <p>② 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>③ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p> <p>(6) 中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱に定められた検査基準を満たしていること。</p>
27	ペルー	水産食品	衛生 証明	5048	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ペルー政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 輸出水産食品は、認定施設において加工等がなされたものであること。</p> <p>イ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令に遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。</p> <p>ウ. 輸出水産食品は、所管官庁の監視指導の下で取り扱われた食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>エ. ペルーの基準に適合することを確認していること。</p> <p>オ. 輸出水産食品の原料は、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）が遵守され、水産防疫上適切に取り扱われたものであり、かつ、感染症による潰瘍や白斑等の目に見える異状が認められないこと。</p>
28	大韓民国	水産動物等	衛生 証明	5033	10	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。</p> <p>(4) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(5) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(6) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている認定施設由来の水産食品であること。</p> <p>② 韓国の検査基準に適合することを確認していること。</p> <p>③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p>
29	大韓民国	水産食品	衛生 証明	5033	17	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記1の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないことを確認する。</p> <p>(4) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(5) 証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(6) 韓国政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>① 関連法規に従い、衛生条件の整えられている認定施設由来の水産食品であること。</p> <p>② 韓国の検査基準に適合することを確認していること。</p> <p>③ 衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。</p> <p>④ 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。</p>
30	カタール	水産食品	衛生 証明	5009	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) カタール政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 当該輸出水産食品は、食品衛生法に基づき生産・加工されており、人の消費に適したものであること。</p> <p>イ. 当該輸出水産食品は、管轄官庁の監督指導の下にある施設において加工等がなされたものであること。</p> <p>ウ. 当該輸出水産食品は、コーデックス規格(CAC/RCP 52-2003)とHACCPに準じ、適切に取り扱われていること。</p> <p>エ. 当該輸出水産食品に、別紙様式6のAttestationのc.に記載された疾病がみられないこと。</p> <p>(輸出の都度、別添1及び別添2に規定する検査が実施され、病気又は感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等の目に見える異状が認められないこと。)</p>

31	ニュージーランド	水産食品	衛生 証明	5016	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 衛生証明書を受け取る際に衛生証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ニュージーランド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 輸出品は、日本の主管当局が認定した施設で加工していること。</p> <p>イ. 輸出品は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施している施設で加工していること。</p> <p>ウ. 輸出品の包装は、清潔かつ安全で、有機汚染物質を含まないこと。</p> <p>エ. 別添2の該当する品目の衛生要件を満たすこと。</p> <p>オ. 2. (3)、(8)および(12)に該当する品目を輸出する場合は、必要に応じて製品の輸入許可証を添付して輸出すること。</p>
32	ヨルダン	水産食品	衛生 証明	5049	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) ヨルダン政府が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>輸出水産食品は、食品衛生法に基づき生産・加工されており、人の消費に適したものであること。</p>
33	台湾	水産食品	衛生 証明	5032	17	31	<p>当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 出港前の貨物であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p> <p>(5) 当該輸出水産食品に係る入手経路については取引関係書類等で確認できること。</p> <p>(6) 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。</p> <p>(7) 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26 消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）2の(2)に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。</p> <p>(8) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。</p> <p>ア. 捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品であること。</p> <p>イ. 台湾の法令に沿ったHACCPに基づいて衛生管理が行われている施設由来の製品であること。</p> <p>ウ. 人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていないこと。</p> <p>エ. 台湾の法令に基づく衛生基準を満たすこと。</p> <p>(※当面の間、上記アからエまでの「台湾」を「国内」と読み替えることとする。)</p>
34	台湾	水産動物(錦 鯉以外)	衛生 証明	5032	91	31	<p>(1) 1の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内貨物」であること。</p> <p>(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(4) 対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で衛生的に管理すること。</p> <p>(5) 衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。</p> <p>(6) 輸出水産動物は、清浄な登録水域・養殖場以外の登録水域・養殖場で採取され、輸出の都度、輸出前30日以内の検査機関による検査において、その検査結果が陰性であること。(輸出水産動物が清浄な登録水域・養殖場以外の場合)</p> <p>(7) 輸出水産動物が採取された清浄な登録水域・養殖場は、遵守事項を履行していること。(輸出水産動物が清浄な登録水域・養殖場由来の場合)</p> <p>(8) 水産動物は、魚類（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵又はその親魚）、甲殻類、貝類は、少なくとも輸出前（配偶子及び受精卵の場合は、配偶子及び受精卵の採取前）14日間は登録水域・養殖場で飼育され、その登録水域・養殖場では少なくとも輸出前3ヶ月間は、伝染性疾病及び原因不明による大量死亡が発生していないこと。(輸出水産動物が養殖・飼育用の場合)</p> <p>(9) 輸出される錦鯉については、飼育している養殖場は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づくリスト登録養殖場であり、遵守事項を履行し、清浄な水域・養殖場として登録されていること。(同要領に基づくリスト登録施設であり、清浄な水域・養殖場に登録している場合)</p> <p>(10) 輸出される金魚については、飼育している養殖場は、輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領に準じて衛生管理を実施している養殖場であり、清浄な水域・養殖場として登録されていること。(同要領に準じたリスト登録施設であり、清浄な水域・養殖場として登録している場合)</p>
35	中国	錦鯉・金魚	衛生 証明	5034	92	31	<p>(1) 1の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 輸出錦鯉を飼育している養殖施設は、中華人民共和国向けに輸出錦鯉の衛生証明書発行に関する取扱要領に基づく中国向けリスト登録養殖施設であり、登載の際の遵守事項を遵守していること。</p> <p>(3) 輸出錦鯉を飼育した養殖施設においては、過去2年間、飼育錦鯉において、通常を上回るまとまった死亡は発生していないこと。また、出荷前の3ヶ月間、原因不明の異常死はないこと。</p> <p>(4) 輸出の際は、包装箱の上に日本語と中国語で輸出錦鯉の種名と数量及び施設の名称、住所及び連絡先を明記すること。ラベルは防水仕様とし、剥がれにくく、目立つものとする。</p> <p>また、包装袋/箱、輸送工具は、新品であるか、都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。輸送水は他の水生動物に接触の無い清浄な水か都道府県指導の下、有効に消毒されているものを使用すること。</p> <p>(5) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が立ち会い、貨物の開梱等を行うことを承諾すること。</p> <p>(6) 衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨を申し出ること。</p> <p>(7) 指定疾病による外観上の異常が認められないこと。</p> <p>(8) 証明書発行申請から輸出までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させず、かつ、衛生的に取扱うこと。</p> <p>(9) 輸出前検疫施設において検査を行った場合、当該結果で陰性が確認されていること。</p>
36	インド	農産物	衛生 証明	5004	93	31	<p>当該輸出品は次の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 上記の記載事項が正しいこと。</p> <p>(2) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。</p>
37	シンガポール	牛肉	衛生 証明	5012	27	31	<p>当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。</p> <p>(1) 本申請での入力内容が正しいこと。</p> <p>(2) 輸出者は、製造者と密に連絡をとり、以下の事項を輸出者の責任で確認すること。</p> <p>① 本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないこと。</p> <p>② 輸出貨物が「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」に定められた各基準を満たして製造されたものであること。</p>

38	シンガポール	豚肉	衛生 証明	5012	29	31	当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。 （１）本申請での入力内容が正しいこと。 （２）輸出者は、製造者と密に連絡をとり、以下の事項を輸出者の責任で確認すること。 ① 本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないこと。 ② 輸出貨物が「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」に定められた各基準を満たして製造されたものであること。
39	台湾	牛肉	衛生 証明	5032	27	31	当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。 （１）本申請での入力内容が正しいこと。 （２）輸出者は、製造者と密に連絡をとり、以下の事項を輸出者の責任で確認すること。 ① 本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないこと。 ② 輸出貨物が「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」に定められた各基準を満たして製造されたものであること。
40	香港	牛肉	衛生 証明	5031	27	31	当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。 （１）本申請での入力内容が正しいこと。 （２）輸出者は、製造者と密に連絡をとり、以下の事項を輸出者の責任で確認すること。 ① 本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないこと。 ② 輸出貨物が「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」に定められた各基準を満たして製造されたものであること。
41	シンガポール	原料用の乳及 び乳製品	衛生 証明	5012	95	31	当該輸出原料用の乳及び乳製品は、次の内容を満たすものであることを誓約する。 （１）本申請の内容が正しいこと。 （２）当該食品は食品衛生法に適合していること。 （３）当該食品の由来する動物は、肉又は骨粉（反芻動物由来及び豚由来の内臓、血粉及び組織を含み、乳及び乳製品を除く。）から製造された飼料を給与されていないこと。 （４）当該食品は、動物性レンネットを使用して製造されていないこと。 （５）乳は、結核、リステリア症、ヨーネ病、Q熱及びブルセラ症の原因となる微生物を死滅させるために十分な温度で処理されていること。 （６）当該食品の由来する動物は、牛成長ホルモンを投与されていないこと。 （７）（当該輸出原料用の乳及び乳製品を使用した加工食品が、シンガポールからインド向けに輸出される場合）当該食品の由来する動物は、搾乳前90日間にエストロゲン処理を受けていないこと。 （８）乳及び乳製品は、黄色ブドウ球菌、セレウス菌、ウェルシュ菌及びボツリヌス菌に属する細菌が産生する細菌毒素を含んでいないこと。
42	イスラエル	水産食品	衛生 証明	5050	17	31	当該輸出水産食品は、E U 市場へ輸出される食品に準じた基準が適用されており、別紙様式 2 のPUBLIC AND ANIMAL HEALTH ATTESTATIONに記載された要件を満たしていることを誓約します。